

政治資金規正法等の一部を改正する法律要綱

第1 政治資金規正法の一部改正

1 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実

(1) 政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化

政党本部又は政治資金団体の会計責任者は、収支報告書の提出について、電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。
(政治資金規正法第14条第3項関係)

(2) 収支報告書に係るデータベースを用いた公表

総務大臣は、政党本部若しくは政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書に係るデータベース（個人寄附者等に係る事項を除く。）を、インターネットを通じて一般の利用に供しなければならないこと。
(政治資金規正法第20条第5項関係)

2 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等

(1) 政治資金パーティーの対価支払関係

ア 何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならないこと。

イ 外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはならないこと。

ウ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとする。

(政治資金規正法第22条の8第4項及び第6項関係)

(2) 政治活動に関する寄附関係

外国人・外国法人等が政治活動に関する寄附をすることについても、(1)イと同様の規定を設けること。

(政治資金規正法第22条の5第3項関係)

第2 租税特別措置法の一部改正

公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとする。 (租税特別措置法第41条の18関係)

第3 附則

1 施行期日

この法律は、令和9年1月1日から施行すること。ただし、(1)及び(2)に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行すること。

- (1) 2の規定 公布の日
- (2) 第2の規定 令和8年1月1日

(附則第1条関係)

2 政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置

政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割額相当額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、この法律の公布の日後1年以内を目途として講ずるものとする。 (附則第10条関係)